

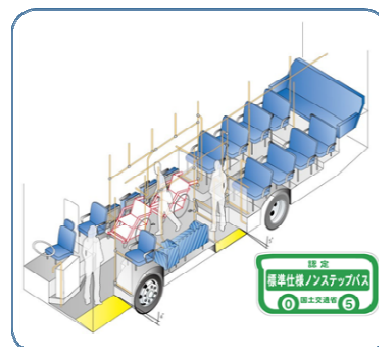
標準仕様ノンステップバス認定要領等の改正について(報告)

1. 背景

- ・平成 23 年 6 月「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発報告書」が取りまとめられたところ。
- ・当該報告書において、ノンステップバスの標準仕様について、利用者・事業者の意見を基により利便性と高いものとすべく提言されている。
- ・これを踏まえ、ノンステップバス標準仕様を改正することとしたい。

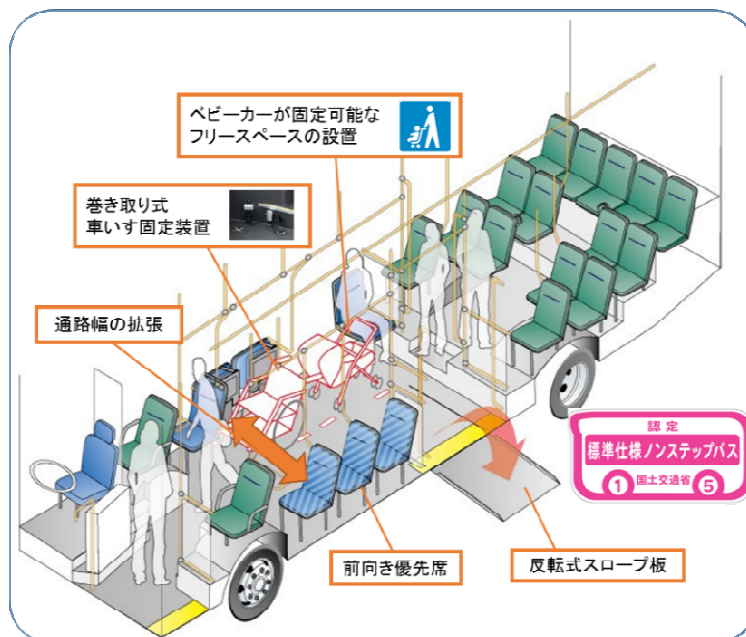
2. 現在のノンステップバスに対して提言された課題

- ・車いす乗降用スロープ設置の手間
- ・車いす乗降用スロープの格納場所
- ・車いす固定時間の短縮
- ・優先席の向きを横向きから前向き
- ・低床部の拡張



3. 今後のノンステップバス

- ・課題を解決し、高齢者、障がい者により優しいノンステップバスとする。



- ・課題を解決するため、座席を減らし立席を増加させるべく、座席割合要件※を廃止する。

※保安基準第 22 条の 2、細目告示第 29 条、第 107 条、第 185 条関係において、立席を有する自動車に対し、総乗車定員に対する座席定員の割合が3分の1以上(座席定員 $\geq$ $\frac{1}{3}$ (座席定員+立席定員))となっている。

4. 改正時期

平成 27 年 3 月以降